

令和8年度地域のつながり創出モデル事業補助金 募集要領

宮崎県では、令和8年度地域のつながり創出モデル事業補助金（以下「補助事業」という。）の募集を行います。本事業の目的、募集内容、応募方法等は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、ともに支え合う地域のつながり創出モデル事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って手続き等を行っていただくことになります。

このため交付要綱についても必ず確認の上、応募いただきますようお願いいたします。

1 事業目的

本事業では、適切な支援につながらずに課題を抱える人を必要な支援につなぐため、地域住民の興味・関心から自然と住民同士のつながりが創出される場を整備し、人との関わりを通じて自然と悩みを相談できる支援への入口となるような環境づくりを行うことを目的とします。

そのため、県では、地域住民が興味・関心を持ち、参加したくなるような居場所を整備する社会福祉法人やNPO等に対し補助金を交付します。

2 募集内容

地域に新たな居場所（交流や活躍の場）を創出する。

居場所（交流や活躍の場）とは、以下の2つの機能を持つ場のこととします。

- 地域住民が興味・関心を持って関わり、住民同士の交流が自然に生まれる場
 - 参加者の「悩み」や「課題」を把握し、適切な支援へつなぐ機能を持った場
- 例：カフェやサロン、趣味教室、運動会やアウトドアイベントなど。

3 応募資格

法人（営利・非営利を問わない）及び任意団体で次の要件を満たすもの

- (1) 宮崎県内に事務所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 活動実績が1年以上あること（任意団体の場合に限る。）。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

4 応募条件

県が委託する伴走支援事業者の伴走支援を受け、事業を実施できること。

5 選定予定団体数

4 団体程度

6 補助額

1 団体当たり補助上限額 200 万円（消費税及び地方消費税を含む）

7 補助対象経費及び補助率

1 補助事業の内容	2 補助対象経費	3 補助率
①社会福祉法人やNPO等が新たに整備する居場所の設置・運営 ②居場所や居場所で開催するイベント等に係る周知・広報 ③居場所における相談対応や関係機関へのつなぎ支援 ④地域の関係団体等との連携・ネットワーク構築	報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費（購入単価 10 万円未満のものに限る。）、光熱水費、燃料費、印刷製本費、食糧費等）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、広告料、保険料、手数料）、委託料、その他知事が必要と認める経費	10 分 10 以内

※ 単価 10 万円以上の備品及び工事などの施設整備は対象外です。

※ 食糧費は、本事業における「居場所」の場において、地域住民等の参加者に対して交流を促進する目的で直接提供される茶菓子、軽食、または趣味教室等に係る食材費等の購入費用やイベント等に係る出演者・講師への弁当等の購入費用に限り補助対象とし、補助事業の実施主体の構成員や運営スタッフのみを対象とした食事代や会食費（事業の打ち上げ、反省会、等における飲食代を含む）、その他居場所づくりの目的に直接関連しない個人的な飲食費は、補助対象外とする。

8 事業期間

交付決定日から令和 9 年 3 月 15 日まで

9 応募期間

(1) 応募期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）から 7 月 24 日（金）まで

(2) 応募書類

① 応募書（様式 1）

- ② 事業計画（実績）書（様式第1号）
- ③ 事業実施のイメージ図（A4 1枚程度 任意様式）
- ④ 収支予算（決算）書（様式第2号）
- ⑤ 事業実施団体の概要（様式2）又は同様の内容が記載されている既存の資料
- ⑥ 法人（任意団体）の目的等についての申出書（様式3）
- ⑦ 代表の法人（任意団体）の運営に関する規則（定款、規約等）

(3) 留意事項

応募にかかる費用は、応募者の自己負担となります。

(4) 提出方法・提出先

- ・ 電子メール
 - ※ 送信後、電話にて受信の確認を行うこと。
 - ※ 全ての応募書類を1つのPDFファイルにまとめて提出すること。
- ・ メールアドレス：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

10 選定方法

書面による審査会を実施し、補助候補団体を決定します。

審査会実施日：令和8年7月下旬（予定）

審査結果は、書面により通知するほか、県ホームページ等で公表します。

11 審査基準

審査は、別添の審査基準で実施します。

12 補助事業に関する留意事項

(1) 交付申請

事業選定された団体に補助金の交付申請書を提出していただきます。（申請手続等は交付要綱を参照願います。）

(2) 交付決定

提出された交付申請書の内容について審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

交付決定において必要があるときは、補助事業の内容等について条件等を付す場合があります。

(3) 補助金の支払い

原則として精算払いとしますが、必要に応じて概算払いをすることができます。

(4) 事業報告

事業終了後、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出していただきます（令和9年3月15日（月）を最終期限とします。）。

事業実績については、県ホームページ等で概要を公開します。

(5) 事業実施後の現況調査への協力

事業を実施したことによる地域住民の意識の変化や、新たな課題解決に向けた取組につながっているかなどを調査することがあります。その場合はアンケート等に御協力ください。

13 問い合わせ先

宮崎県 福祉保健課 地域福祉保健・自殺対策担当

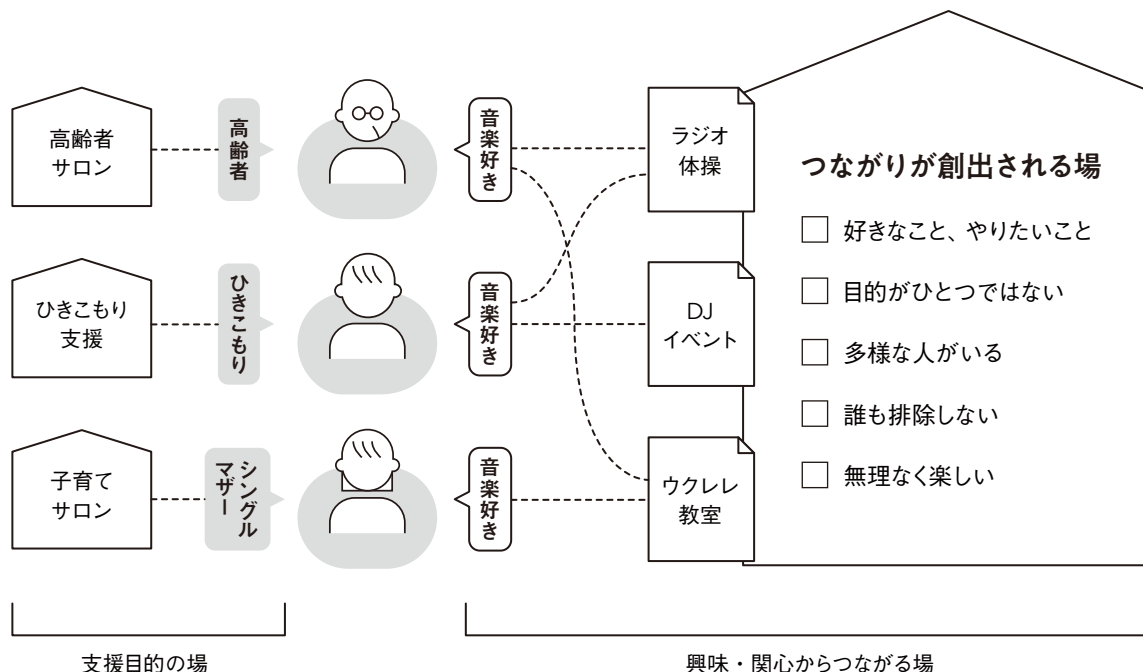
電話(直通)：0985-44-2660

メールアドレス：fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp

令和8年度地域のつながり創出モデル事業補助金 補足資料

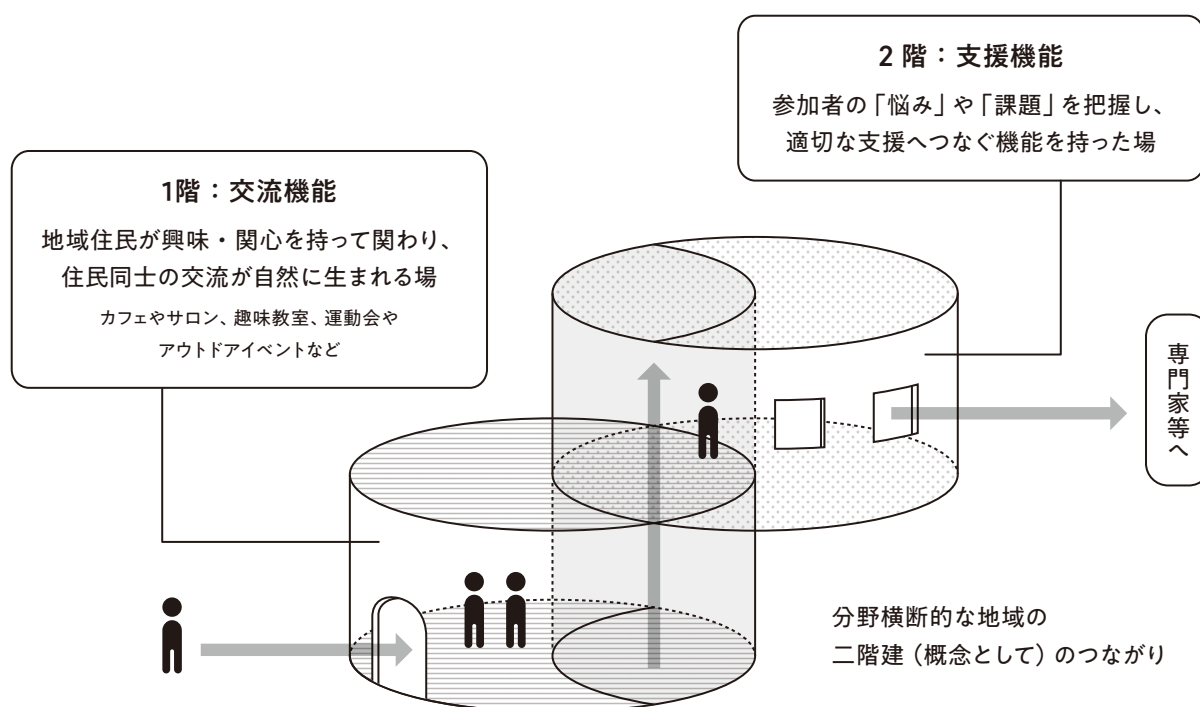
※1 地域住民の興味・関心から自然と住民同士のつながりが創出される場とは

支援目的の場では多様な交流が生まれづらいが、興味・関心のあることで居場所に集うと、交流やつながりが創出されやすい。



※2 本件における「居場所」に求められる2つの機能のイメージ

※二階建ては「居場所機能の概念」であり、建物の構造の指定ではありません



(別添)

令和8年度地域のつながり創出モデル事業補助金審査基準

項目	内容	配点
1 基本事項		
コンセプト	・本事業の趣旨や目的を十分に理解しているか。	15
2 企画内容		
実現性	・提案内容に具体性があり、実現可能な企画、運営、実施方法となっているか。	70
居場所	・地域住民の交流やつながりを創出する場となっているか。	
	・適切な支援への入口となる機能を持った場となっているか。	
連携	・多様な主体と連携し、相乗効果が期待できるか。	
将来性	・補助事業終了後も自走可能な取組となっているか。	
3 業務管理体制		
実施体制	・責任者や担当などが明確となっており、事業遂行が可能な体制を取れているか。	15
業務計画・作業行程	・補助期間内で成果を最大化できる適切なスケジュールを立てられているか。 (全体スケジュール及び進行管理について記載すること。)	
		100

【点数表】

点数	1	2	3	4	5
評価	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている